論点　級地の設定について

論点

■ 介護報酬は、介護サービスの内容や施設・事業所の所在する地域等を考慮しつつ、介護サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定されており、介護サービスの提供に要する費用の主たるものは人件費である。

■ 地域区分は、この人件費の地域差を反映する仕組みであり、公平性・客観性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員又は地方公務員）の地域手当に準拠して設定している。

■ 公務員の地域手当については、令和７年度から、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を７区分から５区分とする見直しが段階的に行われている。この公務員の地域手当の見直しを踏まえ、令和９年度以降の地域区分について、令和８年２月に市町村の意向を確認したところである。

■ 前回の地域区分の見直しは、平成26年人事院勧告において国家公務員の地域手当が見直されたことを踏まえ、この見直し内容に準拠する形で平成27年度介護報酬改定において対応したところであり、その際、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、経過措置を設けている。

■ こうしたことを踏まえ、令和９年度以降の地域区分の級地設定についてどのように考えるか。また、級地設定にあたり、経過措置や特例の取扱いについてどのように考えるか。

対応案

■ 地域区分の趣旨やこれまでの見直しの経緯を踏まえ、令和９年度以降の地域区分は、最新の民間賃金の状況を反映した国家公務員または地方公務員の地域手当に準拠して級地設定することを原則としつつ、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、過去の見直し時と同様、市町村の意向を踏まえて、従前の上乗せ割合を維持することも可能な経過措置を講じることとしてはどうか。

■ 特例については、隣接した市町村との級地格差による人材確保への影響も踏まえる必要があり、級地区分の段階数が７区分から５区分になることから、現行の５級地差ルールの対象自治体がなくなるため、当該特例を見直してはどうか。具体的には、級地区分の段階数に応じた見直しとして３級地差ルールに見直すこととしてはどうか。その際、現行の４級地差ルールについては３級地差ルールで対応することとしてはどうか。

■ こうした特例見直し案を前提に、市町村の意向を再度確認した上で、令和９年度以降の地域区分を設定してはどうか。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「地域区分」 p.10 より抜粋

令和9年度介護報酬改定に向けた地域区分の級地の設定方法（案）①

＜原則＞

- 公務員（国家公務員または地方公務員）の地域手当の設定に準拠することを原則とする。
- 報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村が希望する場合、従前の上乗せ割合と公務員の地域手当の範囲内で級地や上乗せ割合を設定することができる経過措置を設ける。 →（p12）
- 経過措置は、令和11年度末までとし、令和12年度以降については、令和12年度介護報酬改定時に市町村の意見を確認することとする。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「地域区分」 p.11 より抜粋

地域区分の経過措置について

○　地域区分の見直し(※)にあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けている。
※　これまで、平成24年度及び平成27年度の介護報酬改定において、地域区分の見直しを実施。

○　経過措置については、３年毎の介護報酬改定の際に、その取扱いについて市町村の意向を確認しており、現行の経過措置は令和８年度末まで延長が認められている。

○　今回の見直しにおいても、激変緩和措置として、市町村の意向に基づき経過措置を設ける。

【例：見直しにより支給割合が上がる場合】

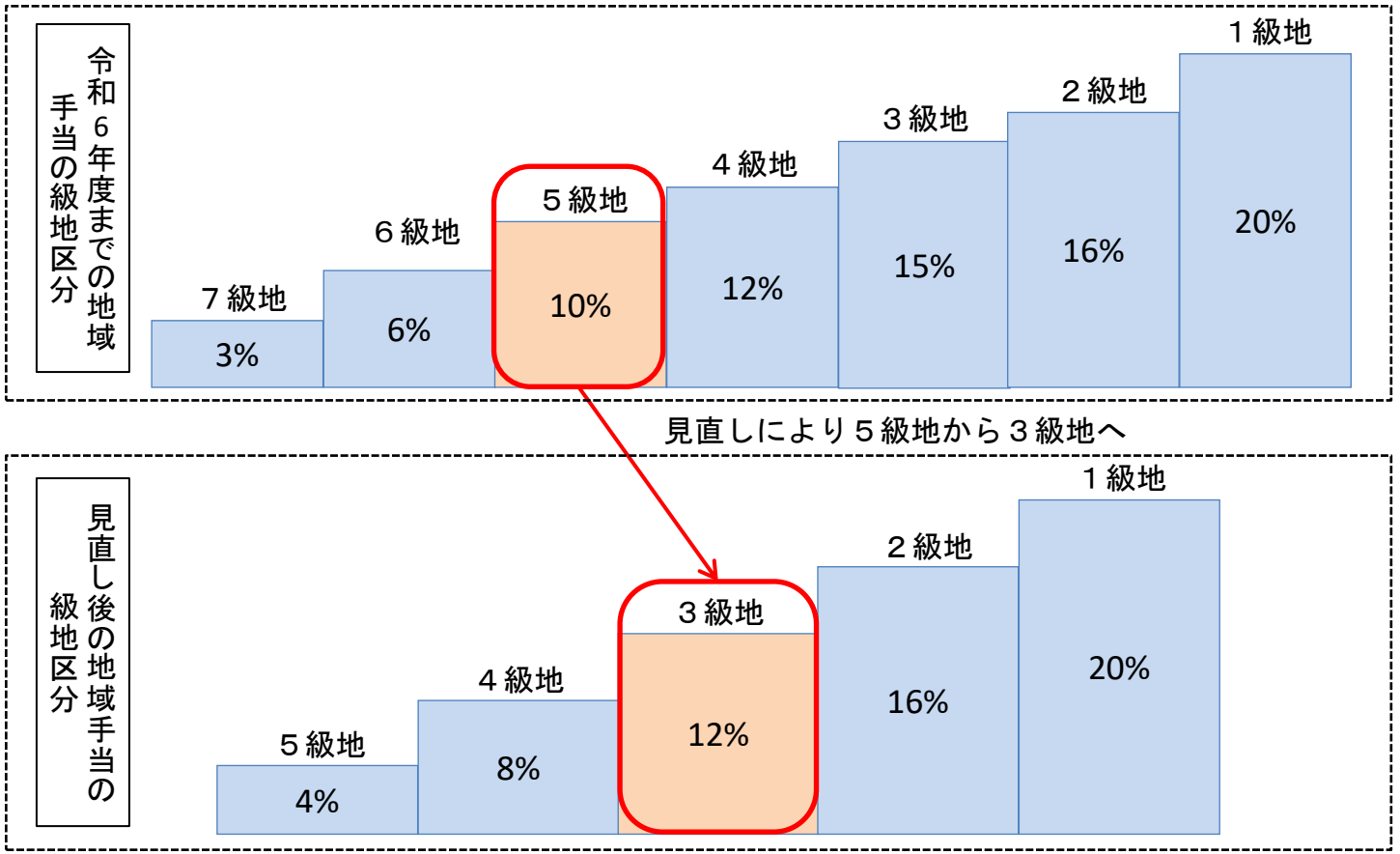

介護保険の経過措置

地域区分については、**10%～12%の範囲で設定**することが可能

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「地域区分」 p.12 より抜粋